

発議案第3号

天理市議会会議規則の一部改正について
天理市議会会議規則の一部を次のように改正しようとする。

平成24年12月21日提出

天理市議会議員	大橋基之
〃	菅野豊盛
〃	廣井洋司
〃	加藤嘉久次
〃	寺井正則
〃	佐々岡典雅

天理市議会会議規則の一部を改正する規則
天理市議会会議規則（昭和31年10月天理市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

- 「第9章 請願（第86条—第92条）
- 第10章 秘密会（第93条・第94条）
- 第11章 辞職及び資格の決定（第95条—第99条）
- 第12章 規律（第100条—第107条）
- 第13章 懲罰（第108条—第114条）
- 第14章 協議又は調整を行うための場（第115条）
- 第15章 議員の派遣（第116条）
- 第16章 会議録（第117条—第120条）
- 第17章 補則（第121条）」を
- 「第9章 公聴会及び参考人（第86条—第92条）
- 第10章 請願（第93条—第99条）
- 第11章 秘密会（第100条・第101条）

第12章 辞職及び資格の決定（第102条—第106条）

第13章 規律（第107条—第114条）

第14章 懲罰（第115条—第121条）

第15章 協議又は調整を行うための場（第122条）

第16章 議員の派遣（第123条）

第17章 会議録（第124条—第127条）

第18章 補則（第128条） ）」に改める。

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第37条第1項中「第88条」を「第95条」に改める。

第70条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第121条を第128条とする。

第17章を第18章とする。

第120条を第127条とし、第117条から第119条までを7条ずつ繰り下げる。

第16章を第17章とする。

第116条を第123条とする。

第15章を第16章とする。

第115条を第122条とする。

第14章を第15章とする。

第108条第2項中「第94条」を「第101条」に改める。

第114条を第121条とし、第108条から第113条までを7条ずつ繰り下げる。

第13章を第14章とする。

第107条を第114条とし、第100条から第106条までを7条ずつ繰り下げる。

第12章を第13章とする。

第99条を第106条とし、第95条から第98条までを7条ずつ繰り下げる。

第11章を第12章とする。

第94条を第101条とし、第93条を第100条とする。

第10章を第11章とする。

第92条を第99条とし、第86条から第91条までを7条ずつ繰り下げる。

第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手續)

第86条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第87条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第88条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第89条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第90条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第91条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第92条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第70条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。